

整備基準の解説

【道路】

■対象施設

公共的施設	特定施設
一般の道路（自動車のみの交通の用に供する道路は除く。）	歩道等を新設し、または改築するもの

■「特定道路」の整備基準の適用について

道路の整備基準は、「特定道路以外の道路」（別表第2 第3）と「県の特定道路」（別表第2 第4）の2つの基準に分かれています。

「特定道路」とは、市町が作成する基本構想等に基づき、多数の高齢者、障がい者等の通行のあるもので、国土交通大臣が指定した道路のことです。

「特定道路」の場合、適用する基準が異なりますので、注意してください。

国の特定道路	県の特定道路	市町の特定道路
UD条例 （別表第2 第3） + バリアフリー法省令	UD条例 （別表第2 第4） 「県の特定道路」	UD条例 （別表第2 第3） + バリアフリー法省令を 参酌した市町の条例

■留意事項

道路とは一般交通の用に供する道で、現在から将来に至る間において地方公共団体の長が認定又は国が政令にてその路線を指定するものをいいます。

原則として、車いす使用者が設備（案内板、ベンチ等）を利用する際に一旦停止しないと利用しにくい床、路面等の部分は水平とすることが望まれます。

道路：県の特定期道路以外の道路

1. 整備基準

1. 歩道 原則として、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、原則として200cm以上とすること。ただし、トンネル及び橋りょう部の区間については、この限りでない。

※有効幅員とは歩道等の幅員から縁石、手摺り、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれのある工作物、物件若しくは施設（照明灯、標識等）を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいいます。

ロ 歩道（縁石を除く。）の車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）に対する高さは、5cmを標準とする（交差点又は横断歩道において、車道等に接続する歩道の部分を除く。）。

ただし、乗合自動車停留所部分における歩道については、乗降する車いす使用者の利便性を考慮して、15cmを標準とする。

ハ 歩道と車道等の境界は、縁石、防護柵、植樹帯等を設けること。

ニ 横断勾配は、2%以下とすること。

ホ 縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。

ヘ 歩道が交差点又は横断歩道において、車道等に接続する部分の縁端の段差は、2cm以下とすること。

※縁石は、車いす使用者の通行に配慮して、縁端部分に丸みをもたせます。

ト ヘの段差に接続する歩道の部分には、車いす使用者が静止し、又は円滑に転回することができる部分を設けること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

チ 舗装の表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。

リ 切り下げ部へのすりつけ勾配は、5%以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。

ヌ 歩道内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝ふたを設けること。

※歩道等に排水溝を設ける場合のふたについては、以下の構造とします。

- ・コンクリートふたの場合は、手掛けが片方のもの。
- ・グレーチングふたの場合は、細めタイプ、すべり止め付きのもの。

2. 立体横断施設 次に定める構造とすること。

イ 横断歩道橋の有効幅員は、200cm以上とすること。ただし、地下横断歩道については、300cm以上とすること。

ロ 傾斜路又は傾斜路付きの階段を設けること（昇降装置等の施設を設置する場合は除く。）

※車いす等の円滑な通行を考えると、昇降装置等の設置が好ましいが、多額の費用を要することから設置が困難な場合は、傾斜路又は傾斜路付き階段とする。この場合の、傾斜路及び傾斜路付き階段の勾配は、それぞれ12%、25%を超えないようにします。

ハ 階段又は傾斜路付きの階段（以下「階段等」という。）の高さが300cmを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。

ニ 階段の踏面及び路面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ホ 階段等及び踊り場には、手すりを両側に設けること。

3 視覚障がい者誘導用ブロック等

（1） 視覚障がい者誘導用ブロック等は、次に定める場所に設置すること。

イ 視覚障がい者の歩行の多い歩道、公共交通機関の駅等と視覚障がい者の利用が多い施設を結ぶ歩道等は、必要に応じて連続して敷設すること。

ロ 横断歩道のある交差点では、横断歩道の直前及び直後に敷設すること。

ハ 立体横断施設における階段等の上端及び下端に近接する当該通路、歩道及び踊り場に敷設すること。

（2） 視覚障がい者誘導用ブロック等の色彩は、原則として黄色とすること。

※周囲の面との色の明度の差が大きいことが前提となります。

なお、黄色によりがたい場合は、周囲の面との色の明度の差が大きい色彩を選択してください。

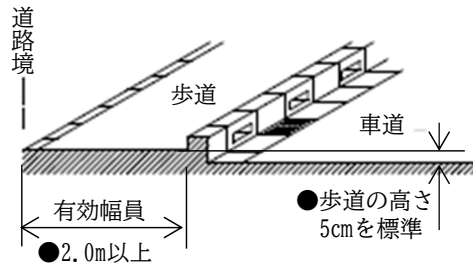
○視覚障がい者誘導用ブロック等の形状、寸法については、JIS T 9251に合わせたものとします。

※線状ブロックは誘導の方向と線状突起の方向を平行にして、原則連続して設置します。

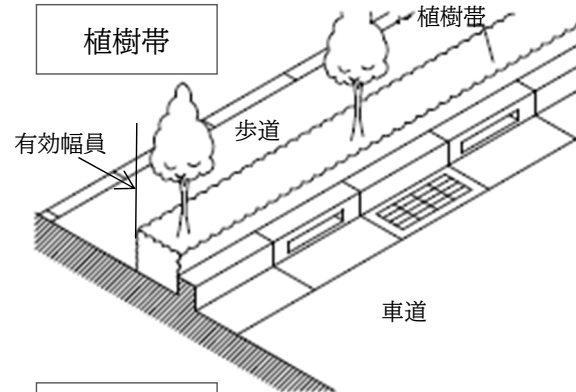
2. 整備例

歩道と車道の分離方法

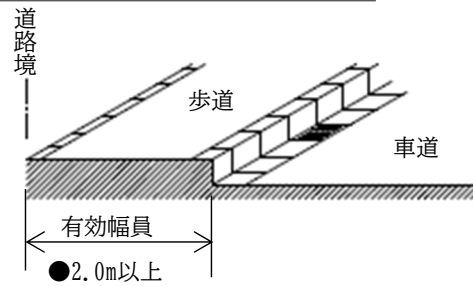
セミフラット形式



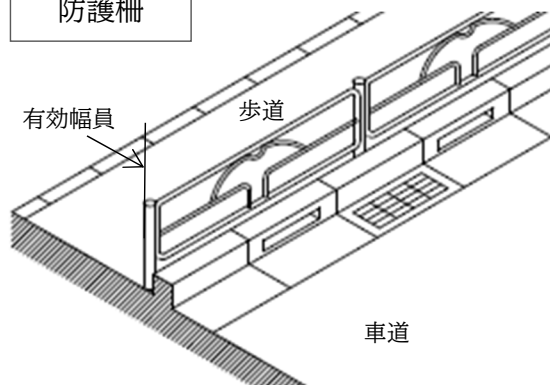
植樹帯



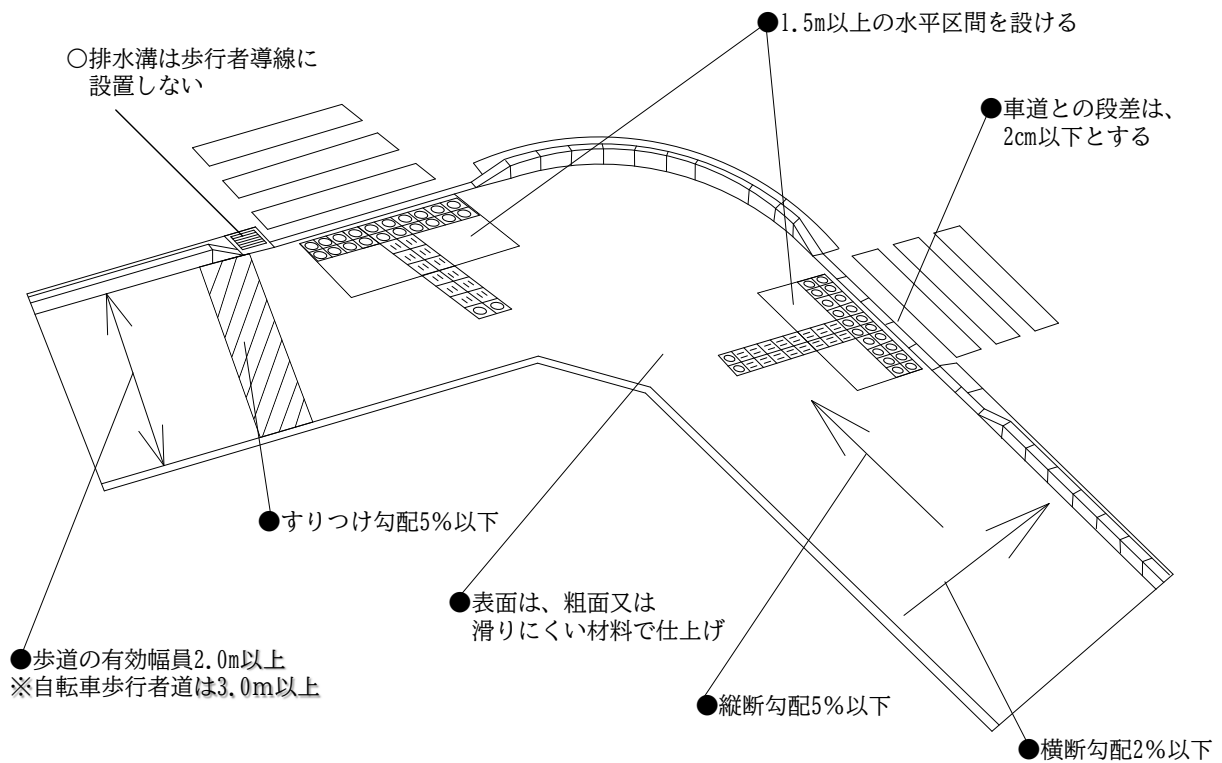
マウントアップ形式



防護柵

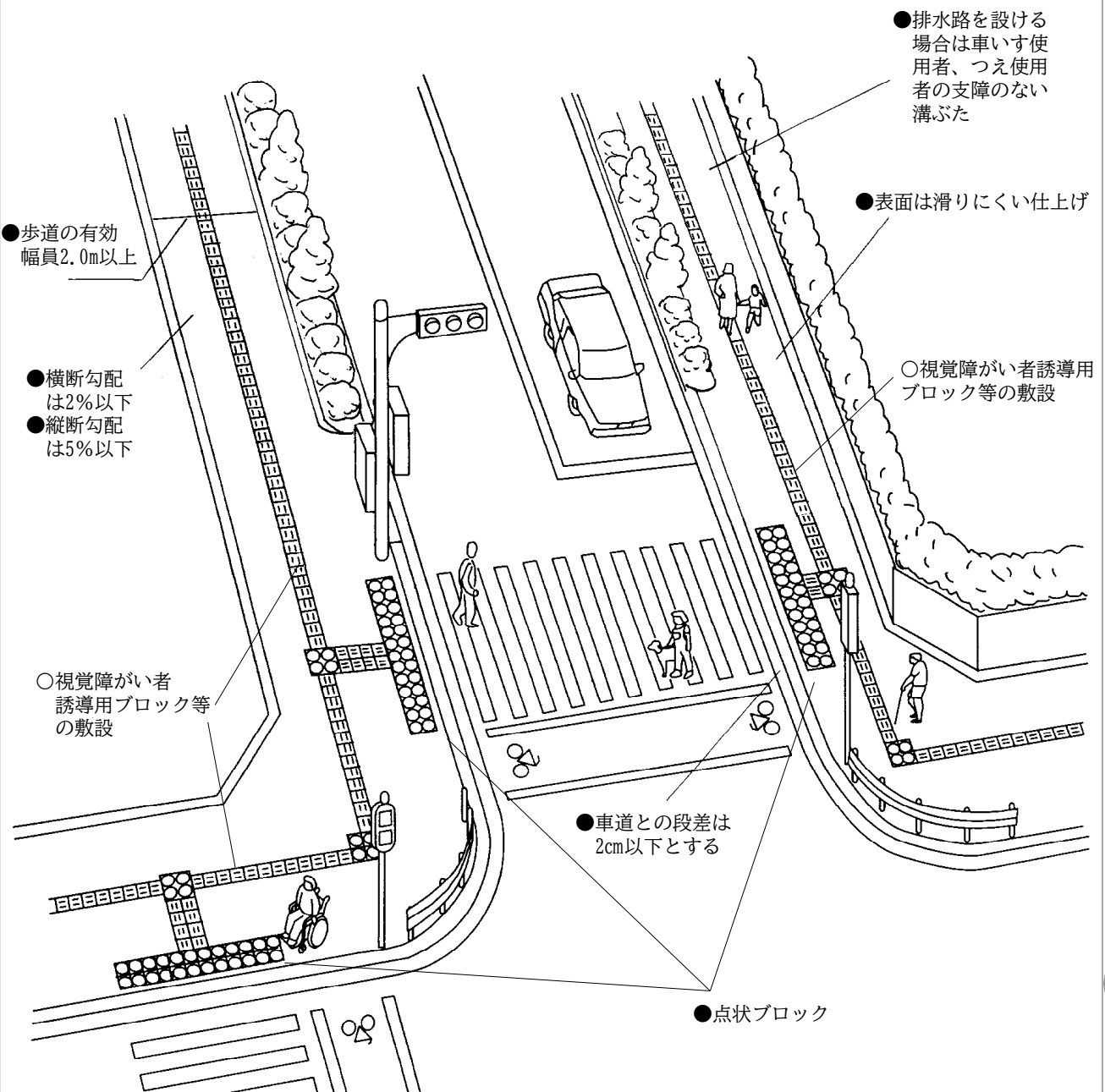


交差点部の整備例

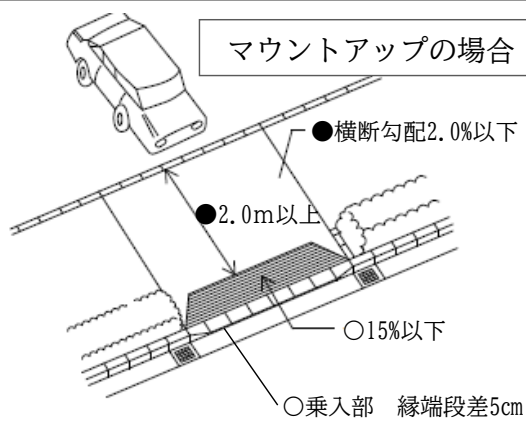


●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

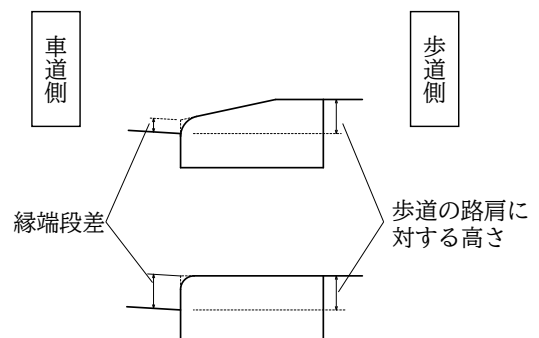
歩道の整備例



車乗入部の整備例

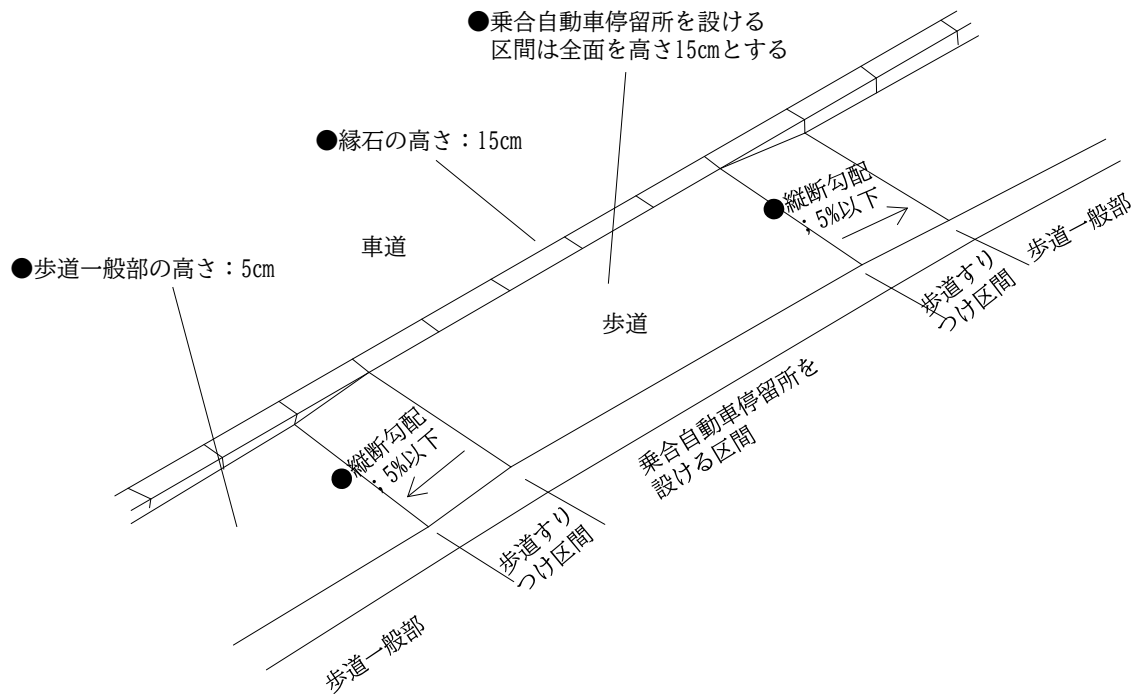


歩道の高さ、縁端段差の考え方

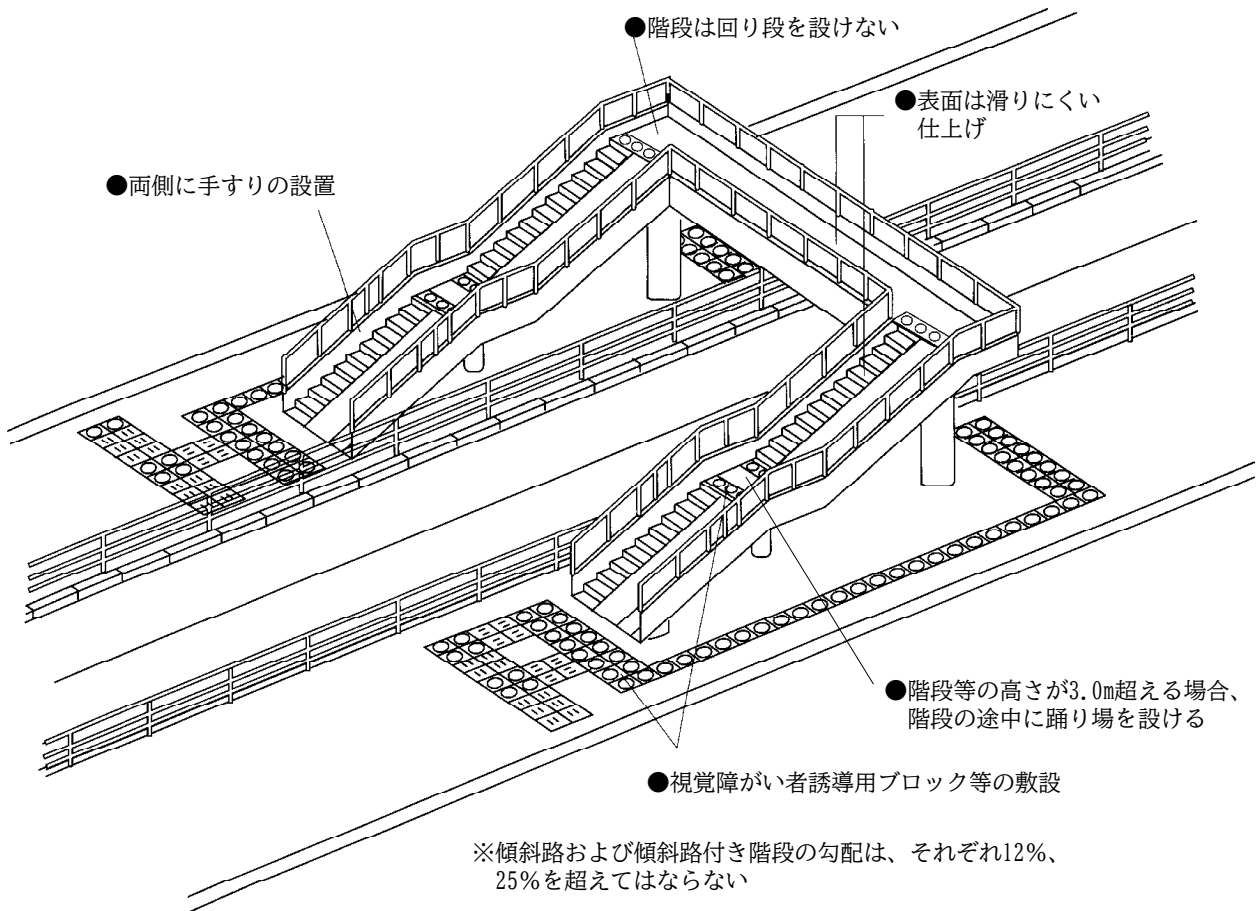


●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

乗合自動車停留所部分の整備例



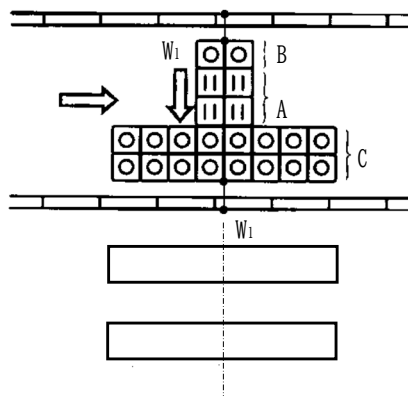
横断歩道橋の整備例



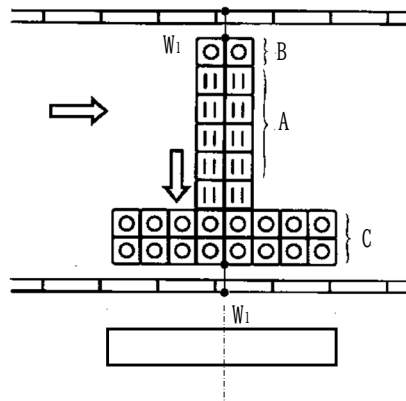
●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

視覚障がい者用誘導ブロックの整備例

歩道幅員が広い場合

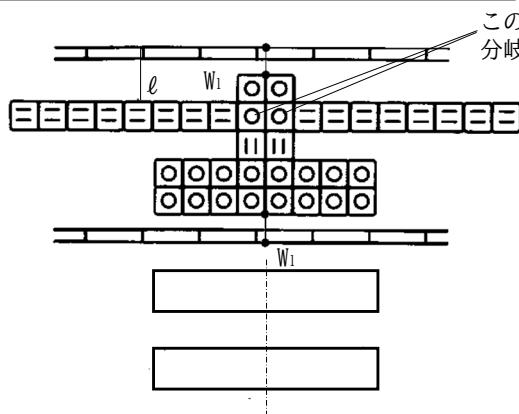


W_1 : 30cm 程度



さらに歩道幅員が広い場合は、Aの部分の設置する範囲がひろくなることとなる

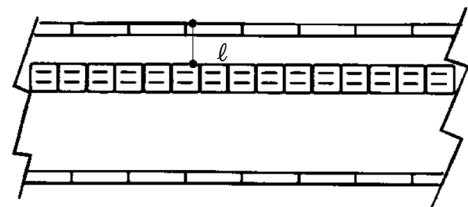
継続的に直線歩行を案内している場合



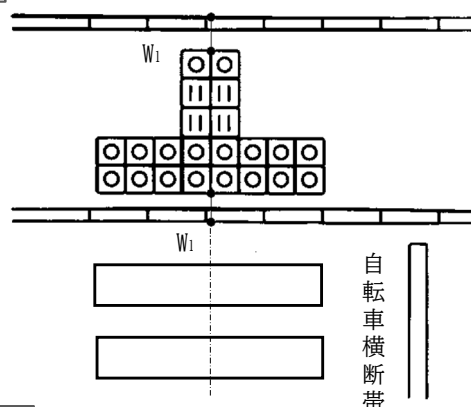
W_1 : 30cm 程度

ℓ : 60cm 程度 (ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りではない)

※線状ブロックの設置にあたっては視覚障がい者の歩行空間の確保のため、線状ブロック左右端から60cm程度の空間が必要です



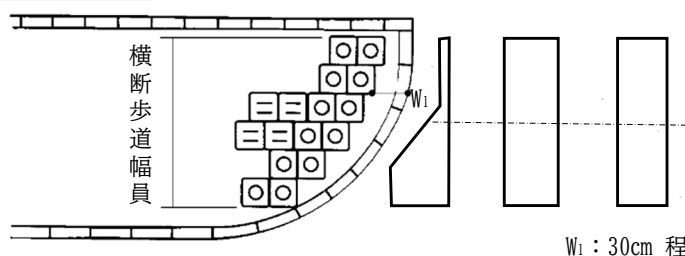
自転車横断帯がある場合



W_1 : 30cm 程度

自転車横断帯

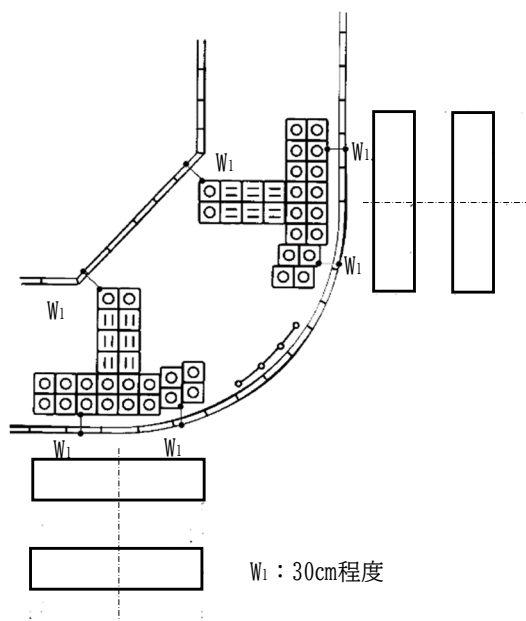
点状ブロックの設置する幅



W_1 : 30cm 程度

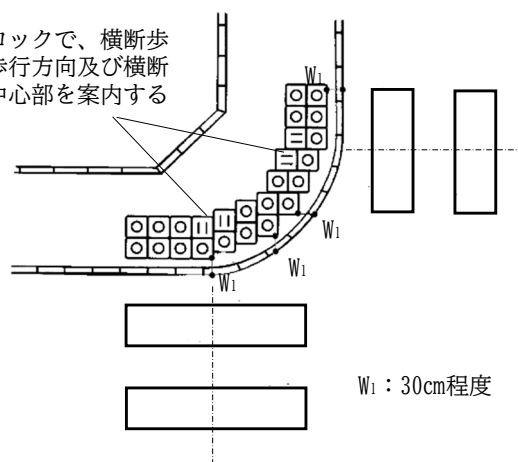
視覚障がい者用誘導ブロックの整備例

2方向に横断が生じる場合



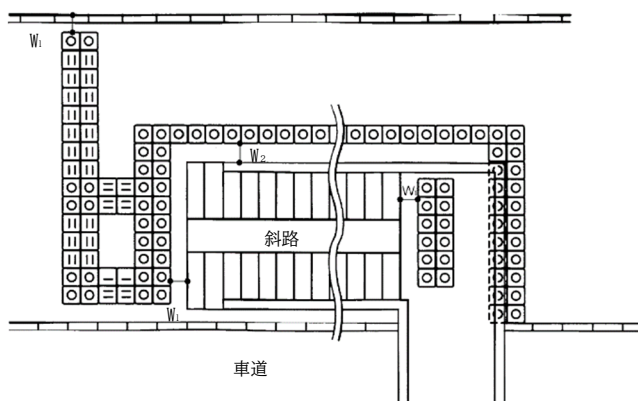
横断歩道が近接している場合

線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内する

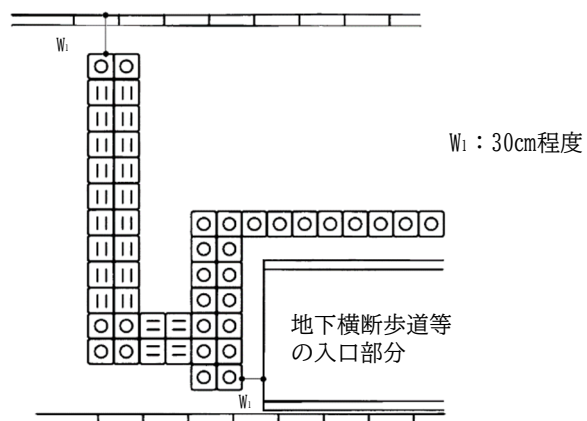


斜路付き階段のある横断歩道橋の例

※前後に線状ブロックによる誘導がない場合



地下横断歩道等の入り口部分の方向が歩道上の歩行方向と一致している場合



3. 整備基準

1. 歩道等

- (1) 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、原則として歩道を設けること。
- (2) 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。
イ 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、原則として道路の構造基準を定めた「三重県が管理する県道の構造の技術基準を定める規則」に規定する幅員の値以上とすること。
ロ 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障がい者等の交通の状況を考慮して定めること。
- (3) 舗装は、次に定める構造とすること。
イ 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
ロ 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (4) 勾配は、次に定めるとおりとすること。
イ 縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
ロ 横断勾配（車両の沿道への出入りの用に供される歩道等の部分（以下「車両乗入れ部」という。）を除く。）は1%以下であること。
ただし、(3)のイただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2%以下とすることができる。
ハ 切り下げ部へのすりつけ勾配は、5%以下とすること。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
- (5) 歩道等と車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）は、次に定めるとおり分離すること。
イ 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。
ロ 歩道等（車両乗入れ部及び交差点又は横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15cm以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。
ハ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。
- (6) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、次のとおりとすること。
イ 高さは、原則として、5cmを標準とすること。ただし、交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。
ロ イの高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。

1. 歩道の続き

- (7) 交差点又は横断歩道に接続する歩道等の部分は次に定める構造とすること。
- イ 縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2cm以下とすること。
 - ロ イの段差に接続する歩道等の部分は、車いす使用者が円滑に転回できる構造とすること。
- (8) (2)の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち、(4)のロに規定する勾配の基準を満たす部分の有効幅員は、原則として、200cm以上とすること。
- (9) 歩道等内に排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない形状の溝ふたを設けること。

2. 立体横断施設

- (1) 道路には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障がい者等の円滑な移動に適した構造の立体横断施設を設けること。
- (2) 次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。
- イ かごの内り幅は150cm以上とし、内り奥行きは150cm以上とすること。
 - ロ イの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）の場合は、内り幅は140cm以上とし、内り奥行きは135cm以上とすること。
 - ハ かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、イに定める構造のエレベーターの場合は90cm以上とし、ロに定める構造のエレベーターの場合は80cm以上とすること。
 - ニ かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、ロに定める構造のエレベーターの場合は、この限りでない。
 - ホ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
 - ヘ かご内の側面には、手すりを設けること。
 - ト かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
 - チ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - リ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - ヌ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - ル かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（ヌに定める制御装置を除く。）は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - ヲ 乗降ロビーの幅及び奥行きはそれぞれ150cm以上とすること。

2. 立体横断施設 続き

ワ 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 傾斜路は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、200cm以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、100cm以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、5%以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

ニ 二段式の手すりを両側に設けること。

ホ 手すりの端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ヘ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

ト 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する歩道等又は通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。

チ 両側に、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

リ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250cm以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。

ヌ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。

(4) (2)に定めるもののほか、高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合は、次に定める構造のエスカレーターを設けること。

イ 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。

ロ 踏み段の表面及びくし板の仕上げは、滑りにくいものとする。

ハ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。

ニ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。

ホ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。

ヘ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。

ト 踏み段の有効幅員は、100cm以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60cm以上とすることができる。

(5) 通路は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、200cm以上（地下横断歩道にあっては、300cm以上）とし、当該通路の高齢者、障がい者等の通行の状況を考慮して定めること。

ロ 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のため必要な場合は、この限りでない。

2. 立体横断施設 続き

- ハ 二段式の手すりを両側に設けること。
 - ニ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - ホ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - ヘ 両側に立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (6) 階段は、次に定める構造とすること。
- イ 有効幅員は、150cm以上とすること。
 - ロ 二段式の手すりを両側に設けること。
 - ハ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - ニ 回り段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ホ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - ヘ 階段の両側には、立ち上げ及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - ト 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - チ 階段の下面と歩道等の路面との間が、250cm以下の歩道等の部分への進入を防ぐため、必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。
 - リ 階段の高さが300cmを超える場合には、その途中に踊り場を設けること。
 - ヌ 踊り場の踏幅は、直階段の場合は120cm以上とし、その他の場合は、当該階段の幅員の値以上とすること。

3. 乗合自動車停留所

- (1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15cmを標準とすること。
- (2) ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

4. 自動車駐車場

- (1) 自動車駐車場には、全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車区画を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造とすること。
 - イ 当該車いす使用者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。
 - ロ 区画の幅は、350cm以上とすること。
 - ハ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。

4. 自動車駐車場 続き

- (3) 自動車の出入口又は車いす使用者用駐車区画を設ける階には、次に定める構造の車いす使用者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「車いす使用者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 当該車いす使用者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口に最も近い位置に設けること。
 - ロ 車両への乗降の用に供する部分の有効幅員及び有効奥行きは、それぞれ150cm以上とする等、車いす使用者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
 - ハ 車いす使用者用停車施設であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。
- (4) 歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。
- イ 有効幅員は、90cm以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口の有効幅員は120cm以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合において、当該戸は、有効幅員を120cm以上とする歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (5) 車いす使用者用駐車区画へ通ずる歩行者の出入口から当該車いす使用者用駐車区画に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。
- イ 有効幅員は、200cm以上とすること。
 - ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - ハ 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（車いす使用者用駐車区画が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとし、次に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて傾斜路を設けることができる。
- イ 当該エレベーターのうち、1以上のエレベーターは、(5)に規定する出入口に近接して設けること。
 - ロ 当該エレベーター（イのエレベーターを除く。）は、2の(2)のイからニまでに定める構造とすること。
 - ハ イのエレベーターは、2の(2)に定める構造とすること。
- (7) 傾斜路は、2の(3)に定める構造とすること。
- (8) 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段は、2の(6)に定める構造とすること。
- (9) 屋外に設けられる自動車駐車場の車いす使用者用駐車区画、車いす使用者用停車施設及び(5)に規定する通路には、屋根を設けること。

4. 自動車駐車場 続き

- (10) 車いす使用者用駐車区画を設ける際に便所を設ける場合において、当該便所は、次に定める構造とすること。
- イ 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障がい者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
 - ロ 床の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
 - ハ 男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設けること。
 - ニ 1以上（男女用の区別があるときは、それぞれの1以上）の便所は、次に定める構造とすること。
 - (イ) 第1の5の(1)のイからホまでに定める構造とすること。
 - (ロ) 第1の5の(6)のイ及びロに定める設備を設けること。
 - ホ 第1の5の(1)に定める便所にあつては、第1の5の(4)に定める構造とし、それ以外の便所にあつては、第1の5の(2)及び(4)に定める構造とすること。

5. 移動等円滑化のために必要なその他の施設

- (1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。
- (2) (1)の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けること。
- (3) 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設すること。
- (4) 立体横断施設及び自動車駐車場における階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路及び踊り場には点状ブロックを敷設すること。
- (5) 視覚障がい者誘導用ブロックの色彩は、原則として黄色とする。
- (6) 視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けること。
- (7) 歩道等には適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (8) 歩道等及び立体横断施設には、照明設備を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
- (9) 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要と認められる箇所には、照明設備を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。